

令和 2 年 3 月 5 日

選挙管理委員会事務局

選挙長等の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正

1 改正の理由

公職選挙法施行令の一部改正により、投票管理者において交替制が可能となったこと等に伴い、投票管理者および投票立会人が交替で職務を執行した場合の報酬の額を規定するため、条例を一部改正する。

2 改正の概要

条例別表に新たに備考を加え、投票管理者および投票立会人において、職務を執行した時間が投票時間の2分の1である場合の報酬の額を規定する。また附則において、適用日に関する経過措置を定める。

3 施行期日

公布の日

4 新旧対照表

次頁のとおり

選挙長等の報酬および費用弁償に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>本則 (略)</p> <p>別表 (第2条関係)</p> <div data-bbox="245 591 836 665" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">(略)</div> <p style="text-align: right;">(加える)</p>	<p>本則 (略)</p> <p>別表 (第2条関係)</p> <div data-bbox="882 591 1473 665" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">(略)</div> <p><u>備考</u></p> <p><u>1 投票管理者の職務時間が投票時間の2分の1である場合の報酬の額は、8,000円(期日前投票の場合は、7,000円)とする。</u></p> <p><u>2 投票立会人の立会時間が投票時間の2分の1である場合の報酬の額は、6,500円(期日前投票の場合は、6,000円)とする。</u></p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 改正後の選挙長等の報酬および費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。</p>